

土庄町「香川県民の日」創設事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県民の日を契機として、香川県の自然、歴史、文化、産業等についての関心と理解を深めるとともに、より豊かで活力に満ちたふるさと香川を共に築き上げる機運の醸成を図るための事業に要する経費に対し、予算の範囲内において土庄町「香川県民の日」創設事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 前条に規定する趣旨に合致し、香川県民の日の認知度向上及び香川県の魅力を再認識する機会の提供につながる事業であること。
- (2) 新規事業又は既存事業を拡充して実施する事業であること。
- (3) 令和8年10月1日から令和8年12月7日までの間に町内において実施される事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業から除外するものとする。

- (1) 特定の法人若しくは団体又は個人の利益を追求するための事業
- (2) 宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 国又は県の補助金等を活用している事業
- (5) 個人に対する補助等を行う事業
- (6) ハード事業

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、県内に拠点又は事務所を設置し、県内で活動を行っている法人又は団体とする。

2 前項の団体とは、概ね5人以上で組織され、補助事業を適正に実施することができる町長が認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費から国、県等からの補助金その他の収入を差し引いた額で町長が認めるものとする。

2 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- (1) 不動産及び車両等の購入並びに当該購入に伴う手続に要する経費
 - (2) 備品購入費
 - (3) 工事請負費
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、800,000円を上限とする。ただし、令和8年12月3日に実施する事業(補助対象外の事業を含む)がある場合は、1,000,000円を上限とする。

2 算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が別に定める期日までに、別記様式第1号を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行うに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、当該申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないときは、この限りでない。

(補助事業の選考)

第7条 町長は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査し、補助事業を決定するために選考会を設ける。

2 前項の選考会における選考方法等に関することは、別に定める。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定によりその内容を適当と認めたときは、当該事業に関して補助金の交付を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付の決定を行うに当たっては、第6条第2項の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額するものとする。

3 町長は、第6条第2項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 町長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の事前着手)

第9条 補助事業の着手は、原則として前条第1項の規定による補助金の交付決定

に基づき行わなければならない。ただし、補助金の交付決定前に着手する必要がある場合には、別記様式第2号を町長に提出し、町長が受理した場合は、当該受理日から事業に着手することができるものとする。

(補助事業の変更)

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、あらかじめ、別記様式第3号を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記様式第4号を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は第11条の規定による廃止の承認を受けた日から起算して30日以内に、別記様式第5号を町長に提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、前項の規定により実績報告を行う場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第10条第1項の規定による承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに、別記様式第6号を町長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第15条 町長は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第4項の請求があった場合は、補助金を支払うものとする。

2 町長は、既に着手した事業で必要と認めるものについては、補助金の概算払をすることができる。

(補助決定の取消し等)

第16条 町長は、第11条の規定による承認をした場合又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく町長の指示若しくは求めに違反したとき。

(5) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(6) 補助事業の遂行ができないとき。

2 町長は、前項に該当するものとして補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を請求するものとする。

3 町長は、前項の規定に基づく補助金の返還を請求する場合には、町長が必要がないと認める場合を除き、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて請求するものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 第6条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、第13条第1項の規定により実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額(同条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号により、速やかに、町長に報告するとともに、補助金を受領した後においては、町長の指定する期日までにこれを返還しなければならない。

2 前項の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(報告、検査及び指示)

第19条 町長は、補助事業を適正に実施させるため必要があるときは、補助事業者に対して補助事業に関し報告をさせ、又はその職員等に書類若しくは補助事業の遂行状況を検査させることができる。この場合において、町長は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をすることができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

土庄町長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

土庄町「香川県民の日」創設事業補助金交付申請書

土庄町「香川県民の日」創設事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき交付金の交付を下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の内容
別紙1（事業計画書）及び別紙2（事業予算書）のとおり
- 2 補助金交付申請額

金 _____ 円

※ 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合は、次の算式を記載してください。

補助金所要額－補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額＝補助金交付申請額

※ 交付決定を受けた事業に関する情報は、香川県ホームページ等で公開されますので、あらかじめ御了承ください。

【担当者】

| | |
|---------|--|
| 職・氏名 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

別紙 1

事業計画書

| | |
|----------|---------------|
| 事業名 | |
| 事業実施主体 | |
| 事業区分 | 新規 ・ 拡充 |
| 事業実施予定期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 事業の趣旨・目的 | |
| 事業の概要 | 1 事業内容 |
| | 2 事業の成果目標 |

※ 本事業計画書には、事業の内容を記した企画書、予定表その他参考資料を添付してください。

※ 事業区分が「拡充」の場合は、別紙3（既存事業拡充説明書）を添付してください。

別紙 2

事業予算書

1 収 入

(単位：円)

| 項 目 | 予算額 | 備 考 |
|--------------------|-----|-----|
| 国交付金等 | | |
| 県交付金等 | | |
| 市(町)補助金等(本補助金を除く。) | | |
| 参加費・利用料等 | | |
| 寄付金その他 | | |
| 本補助金 | | |
| 自主財源 | | |
| 合 計 | | |

2 支 出

(単位：円)

| 項 目 | 予算額 | | 内訳説明 |
|----------|----------|--------|------|
| | 事業に要する経費 | 補助対象経費 | |
| 報償費 | | | |
| 旅費 | | | |
| 需用費 | | | |
| 役務費 | | | |
| 委託料 | | | |
| 使用料及び賃借料 | | | |
| 負担金 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | | |

※ 項目は、必要に応じて変更してください。

別紙 3

既存事業拡充説明書

| | |
|----------|---|
| 事業名 | |
| 事業実施予定期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 事業内容 | 1 従来 of 事業内容 |
| | 2 今回拡充する内容 |
| | 3 その他変更点 |
| 拡充のポイント | ※上記の変更点により期待される効果やねらい（「香川県民の日」の認知度向上や、本県の魅力を再認識する機会の提供につながる点など）を具体的に記入してください。 |

土庄町長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

土庄町「香川県民の日」創設事業補助金交付決定前事業着手届出書

年 月 日付けで申請しました下記事業について、土庄町「香川県民の日」創設事業補助金交付要綱第9条の規定により、補助金交付決定前に着手したいので提出します。

記

1 事前着手する事業

・事業名

・交付申請額 金 円

2 交付申請日から交付決定日までの間に着手したい内容

| |
|--|
| |
|--|

3 事業着手年月日 年 月 日

4 交付申請日から交付決定日までの間に事業着手を必要とする理由

| |
|--|
| |
|--|

※ 事前着手年月日については、交付申請日から交付決定日までのいずれかの日とします。

※ 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間においては、計画変更を行わないでください。

※ 交付決定前事業着手届出書を受理しても、補助金の採択を約束するものではありません。

※ 当該交付申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手してください。

土庄町長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

土庄町「香川県民の日」創設事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、土庄町「香川県民の日」創設事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助事業に要する経費等

| | | |
|-------------------|---|---|
| ① 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| ② 補助事業に要する経費（変更後） | 金 | 円 |
| ③ 補助対象経費（変更後） | 金 | 円 |
| ④ 変更後補助金交付申請額 | 金 | 円 |

※ 変更後の事業費の内訳を示す資料を添付してください。

土庄町長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

土庄町「香川県民の日」創設事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、土庄町「香川県民の日」創設事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

3 中止（廃止）までの補助事業に要した経費等

| | | |
|-------------------|---|---|
| ① 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| ② 補助事業に要した経費（変更後） | 金 | 円 |
| ③ 補助対象経費（変更後） | 金 | 円 |
| ④ 変更後補助金交付申請額 | 金 | 円 |

※ 中止（廃止）までの事業費の内訳を示す資料を添付してください。

土庄町長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

土庄町「香川県民の日」創設事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって（変更）交付決定通知を受けた
上記の補助事業を完了（廃止）しましたので、土庄町「香川県民の日」創設事業補助
金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実績
別紙1（事業実績書）及び別紙2（事業収支決算書）のとおり

- 2 補助事業に要する経費等
- | | | |
|-------------------|---|---|
| ① 補助事業に要する経費（決算額） | 金 | 円 |
| ② 補助対象経費（決算額） | 金 | 円 |
| ③ 補助金の額（充当額） | 金 | 円 |

※ 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告する場合は、次の
算式を記載してください。

補助金所要額－補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額＝補助金の額

別紙 1

事業実績書

| | |
|----------|---------------|
| 事業名 | |
| 事業実施主体 | |
| 事業区分 | 新規 ・ 拡充 |
| 事業実施予定期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 事業の概要 | 1 事業執行内容 |
| | 2 事業の実績・成果 |

※ 本事業実績書には、補助事業の実施状況が確認できる資料(写真、ポスター、パンフレット等)を添付してください。

別紙 2

事業収支決算書

1 収 入

(単位：円)

| 項 目 | 決算額 | 備 考 |
|--------------------|-----|-----|
| 国交付金等 | | |
| 県交付金等 | | |
| 市(町)補助金等(本交付金を除く。) | | |
| 参加費・利用料等 | | |
| 寄付金その他 | | |
| 本補助金 | | |
| 自主財源 | | |
| 合 計 | | |

2 支 出

(単位：円)

| 項 目 | 決算額 | | 内訳説明 |
|----------|----------|--------|------|
| | 事業に要する経費 | 補助対象経費 | |
| 報償費 | | | |
| 旅費 | | | |
| 需用費 | | | |
| 役務費 | | | |
| 委託料 | | | |
| 使用料及び賃借料 | | | |
| 負担金 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | | |

※ 項目は、必要に応じて変更してください。

※ 証拠書類（請求書等）を添付してください。

年 月 日

土庄町長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

土庄町「香川県民の日」創設事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった上記補助金について、土庄町「香川県民の日」創設事業補助金交付要綱第14条第4項の規定に基づき、次のとおり請求します。

金 _____ 円

補助金確定額 金 円
既受領額 金 円
今回請求額 金 円

| 支払の 方法 | 口座 振替払 | 銀行 (支) 店 | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|--------------------|---------|---------|----------|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 預金 種目 | 当座 □ | 普通 □ | 口座 番号 | | | | | | | |
| | | (フリガナ) 口座 名義 | | | | | | | | | | |

※ 預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所に✓印を付してください。

※ 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。

【連絡先】

責任者職・氏名：

担当者職・氏名：

電話番号：

メールアドレス：

別記様式第7号（第18条関係）

年 月 日

土庄町長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

土庄町「香川県民の日」創設事業補助金に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

土庄町「香川県民の日」創設事業補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 (年 月 日付け第 号による確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

※ 3の金額の積算の内訳等参考となる資料を添付してください。